



## 【社長から～心にとめておきたい言葉】

いかなる時でも、お辞儀は足りないよりも、し過ぎたほ

## 【まごころ通信】by小峰裕子

### 第20話 花の名前を教えてください

元々覚えがいい方ではなく、これまで出会えたすべての人を覚えているわけではありません。ご縁の深さにもよるのでしょうか、私にはそういうこととは無関係に忘れることができない人がいます。それは「花の名前を教えてください」です。

子どもの頃の話です。夏休み、友だちとお稽古事の帰り道だったか「あの白い花はムクゲ、一日でしぼんでしまうよ」ブロック塀を乗り越えて黄色い花をいっぱい咲かせた庭木を指さして「キンシバイは禁止??」、玄関先で紫の花を眺めていると「キキョウはね、秋の七草って知ってる?」。毎年その花を見るたびに幼かった友だちの横顔が場面と共に思い浮かぶから不思議です。もう何十年も昔のことなので、何十回も思い出していることになります。

「別れる男には花の名前をひとつ教えておきなさい。花は毎年必ず咲きますから」。川端康成の小説「雪国」のあまりにも有名な一文を知ったのはずっと後のことでした。毎年その女性を思い出す男性は、よほどマメなのだろうと感心したものでした。叙情的な印象を受けますが、女性の秘めた烈しさが込められているみたいで、花の名前とノーベル賞受賞作家は相当手強いものですね。

歩いていると結構花をつけた草木を目にします。だんだん季節の移ろいに敏感になるのか、今を生きている感じがとてもいとおしく、可愛く見えるのでした。名前を知っていると、特にそう感じます。

花が嫌いな女性は少ないですから、男性はもっとプレゼントするといいいと思います。何百円の小さな花束でもいいのです。「最近忙しそうにしてから」とか「秋っぽかったから」とか言いながら、コスパの良さが実感できますよ。



## ■□■———8月の記録———□■□

### 【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、酒匂さん藤原さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

### 【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ藤原さん  
売買仲介手数料トップ酒匂店長



### 【今月の管理受託物件】

今月の管理受託はありません。



### 【酒匂店長より】

しっかりとした「ほうれんそう」を心がけましょう。最近伝達ミスが多いです。大きなトラブルの元になります。

### 【8月の社内研修会】強制参加

8月20日(木) 16:00～17:30

社内研修会を開催しました。テーマは「家族信託を知ろう」講師は小峰裕子さんでした。社長と飲む日は管理物件「シノリ屋」でした。



### 【全員で校区の夏祭りのお手伝いをしました】

8月1日(土)箱崎小学校校区夏祭りのお手伝いをさせて頂きました。  
8月4日(火)宅建協会東部支部懇親バーベキュー大会に出席しました。

### 【小峰裕子さんが研修会講師を務めました】

8月1日(土)福岡中央銀行で行員向け研修の講師を務めました。テーマは『FP2級技能士試験対策・不動産編』でした。

8月8日(土)代表を務める『相続マインズ福岡』第8回定例研修会を行いました。テーマは「相続と測量」講師は土地家屋調査士の吉村剛氏でした。

8月23日(日)第3回民事信託連続講座に参加しました。テーマは「民事信託を使いこなすために」講師は司法書士の河合保弘先生でした。

8月29日(土)大洋不動産主催「第2回相続ちよっとい話」を行いました。



【レッツスタディ】No.30 文責:酒匂房信

「税金」について(1回目)



「所得税」と「住民税」の違いは？

ピンとくる方も少ないかも知れません。

まずこの二つはまったくの別物で、それぞれ「国税」と「地方税(市県民税)」となり、納める先が別々です。よって計算方法も違ってきます。

住民税の中身は「所得割」と「均等割」に分かれています。前者は所得に応じて課税され、均等割は皆さんに一律に課税されます。ではこの「均等割」。実際にいくらか知っていますか？福岡は6,500円です。防災事業に充てるために平成26年～35年は1,000円上乘せされています。(私も知らず知らずの内に・・・でした)

また、「基礎控除額」、「配偶者控除額」、「障害者控除」など、収入から差し引く「控除額」にも違いがあります。

では気になる税率ですが、これも大きく違います。所得税は所得が高くなればなるほど税率がアップする「累進課税」で5～40%。住民税は一律10%ですがこの割合がまた市民税(所得割)が一律6%で、都道府県民税(所得割)が一律4%となっています。ちなみに小さいお子様の保育料の算定はこの住民税が基準となっています。

納付の時期ですがサラリーマンの場合、毎月源泉徴収された所得税は、原則として会社は給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。個人事業主は翌年の2/15～3/15までに確定申告にて納めています。住民税は前年の所得に対して6月から課税されます。前年の所得がない新入社員は1年目から翌年5月までは給与からの源泉がありません。しかし2年目の6月の給与から、住民税の源泉が開始されます。つまり、2年目から住民税の分だけ手取りが減ることが多いと思います。

国にも地方自治体にも納めなければならないこれらの税金。ほんとに大変ですよ。両者ともイメージとして似ているところがありますので、違いと内容ををしっかり把握することが大事です。



■□■———9月の予定———□■□

【9月のお誕生日】



9月1日 藤原夫人

【特別社内研修】全員強制参加

9月17日(木)店舗営業は14:00で終了してください。

14:00～ コンプライアンス清掃

16:00～ 社内研修会 テーマは「戸籍と登記簿について」講師は司法書士の橋本雅文先生です。

18:00～ 社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

9月8日(火)7:40～8:00

8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

9月29日(火)17:00～18:00

18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】店長以上参加

9月15日(月)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

9月24日(火)8:30～9:50

テーマは「ファイリングについて」です。

【今月の社員】 岩下佳子

はじめまして、岩下と申します。

転勤族で関東と九州を3年～5年おきに行ったり来たりしていましたが、子供の高校入学を機に九州に落ち着くことになりました。

転勤が数年おきにある為、長期での仕事が難しく短期での仕事をあれこれやってきたので、職種は豊富です。(販売、交換手、宅急便の仕分け等々)

事務職も経験がありますが、不動産業は初めてで覚える事がたくさんあり、ひとつのパターンばかりではなく、イレギュラーな事も多く、対応に戸惑う事も多々ありますが、社員さんの対応を見て聞いて勉強させてもらっています。

まだまだわからない事ばかりですが、一つ一つ覚えながらお役に立てるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

